

出店募集要項（詳細）

（１）申し込み資格

- ①北国の短い夏を全ての市民が楽しめる各種行事を実施し、道北市町村との連携を図り旭川を代表する観光行事として育成するとともに、滞在型観光の促進を通じて本市の経済発展に寄与することを目的に本祭を開催、出店を募集しますので、これらに賛同する旭川市内の飲食店・企業・団体等。
- ②旭川中心市街地の活性化事業を展開する「旭川観光社交組合」の組合員または賛助会員であること。
- ③1 飲食店1 申込みとします（組合登録店舗のみ）。また、同一経営者にて複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込みはできますが、出店は1 店舗とします（抽選会にて複数店舗当選の際には、その他の店舗は辞退頂きます）。
- ④申込み書類調査の結果、記載内容等に虚偽の事実があったり、1)暴力団又は暴力団に類似する者 2)1)に経営が支配もしくは関与されている者 3)暴力団と同一生計にあるもの 4)1~3の内容と極めて類似される者と判断した場合は、出店の受付を取り消します。※出店の権利を有した後でも同様です。
- ⑤上記以外に、賑わいづくりや本祭の魅力向上に実行委員会が必要とする者。
- ⑥過去に、再三の指導にて改善がみられなかった出店者は申込みをお断りする場合があります。

（２）出店資格

- ①主旨に賛同し、必要書類の提出を期限までに行い、且つ会期中の運営をスムーズに行える方。
- ②申し込み多数の場合は、抽選会にて当選された方（店舗）が出店権利を有します。如何なる場合も出店権利を譲渡することは出来ません。
- ③出店者が共同で出店する場合は、委員会への事前の届け出が必要です（出店名記載は代表店舗のみ）。
※明らかに、譲渡・悪意があると判断される場合は、出店をお断りします。

（３）出店条件（下記の全ての条件を満たす方のみ、出店が可能です）

- ①出店規約・ルールを遵守すること。また、実行委員会・道路管理者等の指導・指示に従うこと。
- ②出店料金は、出店決定後に指定する口座に振込にてご入金頂きます。期日までにご入金の無い場合、出店権利を取り消す事がございます。
- ③テントサイズは下記の通りです。占有範囲（テント）内での営業を遵守願います。

◎基本1テント（3日間）奥行3.6m×横幅5.4m

※テントからはみ出してテーブル等を設置をすることはできません

- ④実行委員会にて用意・設置するのは、テント・電灯・コンセント等のみです。テーブルやイス、厨房設備等は各自用意（指定された搬入出時間にて設置・撤去）
- ⑤3日間、下記の規定時間の営業を必ず行うこと。※終了時間後の撤収作業を考慮し、運営願います。

1日目(7/30) 17:00~22:00 2日目(7/31) 14:00~22:00 3日目(8/1) 12:00~22:00

- ⑥会期中は、終日テント内に出店責任者の常駐が必要です。
- ⑦事前に行う出店代表者会議への出席が必要です。(7月2日14:00から2時間程度予定)
- ⑧会期中また終了後、実行委員会の定めるところで「清掃活動」への参加が必要です

(7/30) 23:00~ (7/31) 23:00~ (8/2) 8:00~各1時間程度、1名は参加必須

- ⑨実行委員会が発行する「さんろく金券」等の利用受取。換金は100%（予定）とし、その精算作業は会期終了後となります（入金は8月末日予定）。
- ⑩PayPay端末の導入が必要になります。すでに契約してる場合でもイベント新規契約になります。なお端末、月額使用料は無料。（カード手数料はかかります。）会期後に各自契約の確認をお願いします。



営業許可証(見本)

⑩出店品目は原則、申請名称と表記メニュー名称が一致しないものは不可とします。また、申請届けが無いメニューの提供は不可です。⑪ビール販売は600円。

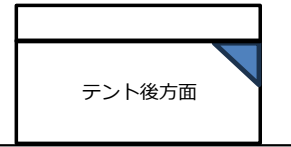
※出店規約、出店品目申請要領、搬入出時間や換金要領等の詳細は、出店代表者会議にて説明いたします。

特記事項

(1)営業時のテント状態について

①例年同様、必ず3方向囲いが必要。但し、換気等やむを得ない事情のため、一時的であればテント後方面の片角の一部を開放可とする。

②調理区画は3方向囲い（天井まで）の場合には、客席区画は全開放可。



(2)ペナルティ強化について

出店規約が守られない場合には、1) 即時出店の取消 2) 次年度の出店不可 3) 金券換金の拒否 等のペナルティを課しますのでご承知おきください。

申込みについて（特別協賛出店）

①一般出店同様に、必要書類を期日までに提出ください。②出店申込書の「特別協賛出店申込」に✓を記入してください。③受理後に、会場図面を送付しますので希望枠をご検討ください。④申込多数の場合は、枠決定順の抽選を行います。決定順の抽選くじを引く順番を決めるくじ→決定順のくじ引き→順に枠の決定※希望枠が重複することが想定されますので、数候補ご用意ください。※枠決定の際はスムーズにお願い致します。連絡確認等で時間を要することは認めず、抽選順に関わらず最後の決定順とします。

⑤希望枠が決まらない場合でも、特別協賛出店を取り消すことはできません。

一般出店抽選会の進め方について

出店場所の確認等を行いながら実施、所要時間40分程度、スムーズな進行にご協力ください。

(1)抽選順番 ①受付時に抽選順番のくじを引いて頂きます。受付時間は13:40から20分間となります。来場の順番＝抽選順ではないのでご承知おきください。②抽選順番くじによる番号は、抽選会にて終日使用しますので店名を記載の上、最後までお持ちください。

(2)抽選の進行 ①諸注意事項をお伝えします ②事前に行った抽選順番により、順にくじ引きを行います。③くじ引きは、テーブル上に並べた封筒を選んでいただきます。④くじにはご希望の枠を決める順番が記載。規定枠以上の申込みがあった場合は白紙。

(3)場所決め ①全員が引き終わった後に、順番に従い枠を指定していきます。速やかにお選びください。

②当選ブースにて出店番号を伝え、出店料の支払いになります（現金・PayPay）。その後は、自席にて待機。

(4)非当選者（くじ引きが白紙の場合）自席にて待機。場所決め終了後、補欠順のくじ引きを実施します。

(5)その他 ①申し込みの状況は一切公表いたしません。早期の申込みをお願いいたします。②規定枠に達しない場合は状況により2次募集を行う場合がございます。③抽選方法について変更になる場合がございます。

旭川観光社交組合の加入手続きについて

出店の可否に関わらず、申込の際に加入が必要になります。出店申込書にて非加入に✓がある場合、おって加入申込書類を送付いたします。①加入申込書、口座振替登録書、店舗データに必要事項を記入の上、提出。②入会金、組合費の入金 これらの手続きを抽選会までに完了してください(抽選会当日も可)。それらが無い場合は抽選会に参加することができません。

*組合では旭川中央警察署生活安全課への名簿提出、また祭り実行委員会では刑事二課への書類提出を行っており、暴力団排除の相談や指導を頂いています。

その他

お問合せは、受付時間内でも担当者不在の場合が多々あります。お問合せ等は余裕をもってお願い致します。またメールやFAXを活用願います。（件名に祭り出店についてと記載下さい）

●道路使用許可等の都合により、諸条件が変更になる場合がございます。

●A枠出店者は、8月1日(18:50～20:00位)みこし通過の際に一時営業の縮小が発生いたします。

●B枠は、テントの一部を歩道に乗り上げて設置（緊急車両通過巾を確保するため）しますので、テント内に段差があることをご承知おきください。また場所により排水溝やヒーティング基盤等の設置物がある場合がございます。

●決定した出店場所についても、諸事情により変更が発生する場合がございます。

●本祭は、雨天時にも開催致しますが、災害や暴動、関係機関からの命令や指導など安全かつ円滑に開催が出来ないと判断した場合には中止とする場合があります。その場合でも、出店料の返還はいたしません。

全てを確認後、「出店申込書」の「出店募集要項の確認」□済にチェックしてください